

收 支 報 告 書



令和4年分  
(令和 年月日開催分)

- 1 政治団体の名称 (ふりがな)  
さんたんぞのてるおこうえんかい  
さんたんぞの輝男後援会
- 2 主たる事務所の所在地 鹿児島市星ヶ峯4丁目38番20号
- 3 代表者の氏名 三反園 輝男
- 4 会計責任者の氏名 皆倉 秀樹

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	党部
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2	
<input checked="" type="checkbox"/> 第1項の規定による政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

事務担当者の氏名 \_\_\_\_\_  
(電話) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
(電話) \_\_\_\_\_

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	鹿児島市議会議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	三反園 輝男
住所	鹿児島市星ヶ峯4丁目38番20号

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

(その2)

## 収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。  
繰越のない場合は「0」とすること。

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	A(①+②)	十億	千	百	十	千	百	十	千	百	十	千
(前年からの繰越額)	①							1	3	6	0	8
(本年の収入額)	②						2	3	0	0	0	0
支 出 総 額	B						2	4	1	2	3	6
翌年への繰越額	A - B							2	3	7	1	6

## 2 収入項目別金額の内訳

## (1) 個人の負担する党費又は会費

金 領	十億	千	百	十	千	百	十	千	百	十	千	百
員 数 (党費又は会費を納入した実人數を記載すること)												

## (2) 寄 附

ア 寄 附 (イ を 除 く。) の 区 分	金	額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百	3 0 0 0 0 0
[うち 特 定 寄 附]			
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附			内訳は(その7)へ
(ウ) 政 治 团 体 か ら の 寄 附		6 0 0 0 0 0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	9 0 0 0 0 0	
[寄 附 の う ち 寄 附 の ] あ つ せ ん に よ る も の ]			内訳は(その8)へ
イ 政 党 置 名 寄 附			内訳は(その9)へ
合 計 (ア + イ)	1	9 0 0 0 0 0	

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その3)

### (3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

(備考) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

2 機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「〇〇紙行事業」、「甲政治資金パーティー開催事業」というように細分したうえで記載すること。その他の事業にあっては「〇〇〇事業」というように記載すること。

(七〇七)

寄附を受けた者が政党及び政黨資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を越えることはできません。

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を越えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を当該欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

-6-

(その7)

政治団体が行う寄附については、量的制限はない。

(7) 寄附の内訳									寄附者の区分	政治団体からの寄附	
団体の名称	金額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
九州電力労働組合政治活動委員会	十億	百万	5	0	0	0	円	令和4年1月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年2月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年3月18日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年4月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年5月20日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年6月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年7月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年8月19日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年9月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年10月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年11月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			5	0	0	0	0	令和4年12月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
この質の小計			6	0	0	0	0				
その他の寄附											
合計			6	0	0	0	0				

→ 様式(その2)「(ウ)政治団体からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を越えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を当該欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項 目	金 額								備 考
	十億		百万	千		百	十	円	
1 経 常 経 費									
(1) 人 件 費				3	5	1	0	0	0
(2) 光 熱 水 費									0
(3) 備 品・消 耗 品 費				3	4	3	2	4	7
(4) 事 務 所 費				5	8	9	4	0	7
小 計			1	2	8	3	6	5	4
①((1)～(4)の合計)									
2 政 治 活 動 費	十億		百万		千				
(1) 組 織 活 動 費				9	4	2	0	6	9
(2) 選 举 関 係 費					6	0	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費				1	5	7	4	4	0
ア 機関紙誌の発行事業費									0
イ 宣 伝 事 業 費									0
ウ 政治資金パーティ開催事業費									0
エ そ の 他 の 事 業 費				1	5	7	7	4	0
(4) 調 査 研 究 費									0
(5) 寄 附 ・ 交 付 金									0
(6) そ の 他 の 経 費					2	2	9	0	2
小 計			1	1	2	8	7	1	1
②((1)～(6)の合計)									
合 計			2	4	1	2	3	6	5
①+②									

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

内訳は様式  
(その14)へ

※資金管理団体および  
国会議員関係政治団  
体のみ

内訳は様式  
(その15)へ

(卷0)14

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。

3 「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載すること。

(その14)

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。

3 「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載すること。

← (その13)の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 國會議員・議員・政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

### (3) 政治活動費の内訳

← (その13)の「選挙関係費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記に上り明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

・ (その15)

← (その13)の「その他の事業費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員・閣僚・政治団体に関する特別規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

### (3) 政治活動費の内訳

(備考) 1 一件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 國會議員關係政治團体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたつてされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

-26-

(その17)

## 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を越える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を越える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を越える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を越える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を越える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。  
 2 「有」に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

(その20)

## 宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、眞実に相違ありません。

令和5年3月27日

政治団体の名称

さんたんどの輝男後援会

会計責任者の氏名

皆念 庄樹

代表者の氏名(解散団体のみ)

- (注) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。  
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。